令和７年第２回知内町議会臨時会

◎　招集年月日　　令和７年２月６日（木）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年２月６日（木）　午前　９時３０分
◎　閉会日時　　令和７年２月６日（木）　午前　９時５８分

◎　出席議員

１番	松井盛泰	８番	野口久美子
２番	花井泰子	９番	木村　一
５番	吉田峰一	１０番	谷口康之
６番	山田顕人		

◎　会議録署名議員　　２番　花井泰子　　８番　野口久美子

◎　欠席議員　　３番　笠松悦子　　４番　五十嵐捷爾
　　７番　一之谷　駿

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	森永　茂
商工林業振興課長	南　和敏
建設水道課長	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	(長谷川将之)
学校給食センター長	(長谷川将之)
知内高等学校事務長	高田正志
代表監査委員	木村和義

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	高田貴明

令和７年第２回知内町議会臨時会議事日程

（第１号）　　令和７年２月６日（木）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　２番、花井泰子君、８番、野口久美子君
第　２		会期の決定について
第　３		議長の諸報告
第　４	議案第　１号	令和６年度知内町一般会計補正予算（第９号）について
第　５	議案第　２号	サンナス橋架替工事請負契約の変更について
第　６	議案第　３号	知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（谷口康之）

皆さん、おはようございます。

令和７年第２回臨時会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

欠席通告のあった議員は、３番、笠松悦子君、４番、五十嵐捷爾君、７番、一之谷駿君の３名の方であります。

只今の出席議員数は、７人です。

定足数に達していますので、令和７年第２回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

●　会議録署名議員の指名

◎　議　　長（谷口康之）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番、花井泰子君及び８番、野口久美子君を指名します。

●　会期の決定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第３、『議長の諸報告』を行います。

令和７年第１回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議　　長（谷口康之）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

皆さんおはようございます。

議員の皆様には、令和７年第２回知内町議会臨時会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、議案３件であります。

議案第１号は、令和６年度知内町一般会計補正予算（第９号）については、歳入歳出それぞれ２，３４２万３千円を追加し、総額を６１億６，８２６万２千円とするものであります。

補正の主な内容は、土木費の国道除排雪業務委託料に不足が見込まれることから、２，０００万円の追加が主なものであります。また債務負担行為の補正については、国庫債務負担行為としてサンナス橋架替工事の上部工分として、限度額２億円を補正するものであります。

議案第２号は、サンナス橋架替工事請負契約の変更については、土砂購入の追加に伴う設計変更により契約額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第３号は、知内町健康保健センターに係る指定管理者の指定については、本年４月１日から５年間の指定管理者として、社会福祉法人あすなろ福祉会を指定致したく議会の議決を求めるものであります。

議案の内容につきましては、担当課長より説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

一部訂正をさせて頂きます。中段にあります、土木費の町道除排雪業務委託料について、国道と言ってしまいましたので、町道に改めて訂正をさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

● 議案第１号　令和６年度知内町一般会計補正予算（第９号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第４、議案第１号、『令和６年度知内町一般会計補正予算（第９号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案３ページをお開き願います。

議案第１号、令和６年度知内町一般会計補正予算（第９号）について。

令和６年度知内町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，３４２万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１億６，８２６万２千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正です。第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

歳出からご説明しますので、８ページをお開き願います。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に８２万３千円を追加し、１億３，４８５万２千円とするものです。

８節旅費の普通旅費で今年度におけるこれまでの実績から、今後不足が見込まれる分を追加補正、また、１７節備品購入費で来年度４月１日採用等に伴うＬＧＷＡＮネットワーク用ノートパソコンの不足分に対応するため購入費を追加補正するものです。

次に９ページです。８款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費に２，０００万円を追加し、１億５，４０７万７千円とするものです。これは１２節委託料に町道除排雪業務委託料に不足が生じることから追加補正するものです。

なお、過去４年間の降雪量と除雪出動回数を比較した資料について、説明資料５ページに掲載していますので、後程ご参照願います。

次に１０ページです。１０款教育費、４項高等学校費、１目学校管理費に２６０万円を追加し、６億２，３０７万２千円とするものです。

知内高校昼食提供サービス事業の実施に向けて、１０節需用費に多目的ホール床の修繕費等、１７節備品購入費にテーブル・イス等の購入費用をそれぞれ追加補正するものです。

詳細につきましては、後程、高校事務長よりよりご説明いたします。

続いて歳入について説明しますので、７ページをお開き願います。

１０款１項１目地方交付税に２，３４２万３千円を追加し、２０億５，４３１万３千円とするものです。これは、ただ今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

続きまして６ページをお開き願います。

第２表、債務負担行為補正です。追加としまして、国庫債務負担行為、サンナス橋架替工事（上部工）で、期間は令和６年度から令和７年度まで、限度額を２億円とするものです。

中の川大規模特定河川改修事業に伴うサンナス橋架替工事について、新年度早期の着工・

着手を可能とし、、適正な工期を確保するため、契約初年度に支出を要さない債務負担行為を設定し、事業実施しようとするものです。

この後、指名選考委員会開催、３月に入札仮契約、３月下旬に臨時会により契約承認、年度内に本契約となる予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

知内高校事務長。

◎　知内高等学校事務長（高田正志）

それでは、説明資料の６ページをご覧下さい。私から知内高校昼食提供サービス事業について説明させて頂きます。

目的は、地域みらい留学生への昼食提供体制の確保及び自宅通学生の利便性向上のために行うものです。

大枠としまして、対象人数は２０名から３０名程度。ここには記載しておりませんが、アレルギーのある方については、基本対象外とします。

運営形態は主食とおかずの提供で、配下膳は事務職員と希望者で完結できる体制を目指します。

場所は１階の多目的ホール、喫食時間は昼休み時、料金は前払いとし、まだ決まってはおりませんが、月４，０００円程度を想定しております。

開始時期は令和７年のゴールデンウイーク開けを目指し改修費用として正面玄関の段差解消修繕と多目的ホール床の修繕で１９０万円、椅子やテーブル等の購入で７０万円の計２６０万円を計上させていただきます。

尚、正面玄関の改修イメージは次の７ページに画像を載せているほか、多目的ホールの現状や改修後の動線についても載せておりますので、ご覧頂ければと思います。

この昼食提供サービスにつきましては、高校において初めて取り組むものであり、事前に想定されること以外にも運用していく中で、いろいろな問題が出てくるものと思っております。それでも運用しながらより良い形にしていき、知内高校を選ぶ材料の１つになってもらえればと思っております。どうぞよろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

除雪の関係で、ちょっと質問させて頂きます。

除雪従事されてる方、本当に朝早くから作業されているという事で大変有難いなと思っておりますけれども、今回１２月と１月分の除雪の出動回数だと思うんですけども、今何ｃｍ積もったら除雪作業をするよ、しないよというのを、何ｃｍの積雪でするのか、基準を教えて下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。基準と致しましては１０ｃｍを目途にしているんですが、降り方によっては例えば８ｃｍでも今後１０ｃｍ以上になるという見込みがあれば、走るという判断をさせて頂いております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

地区地区毎でそれも変わってくるのかなと思うんですけども、１２月なんか特にそうだったと思うんですけどもね、５ｃｍ降ったのかな、降らないのかなってくらいの時でも入ってたというのも結構あったと思うんですよね。その後降ったのかなと思えば大した降らないという時もありました。そういうのもあるので、１０ｃｍなのか８ｃｍなのかっていう所もあるんでしょうけども、その辺りもう一度何か考える余地がないのかっていうのはどうでしょう。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。委託業者３社と町の直営でありますスリーエスさん４社で各々３時前後にパトロールを致しまして、班長さんが電話連絡を取り合いながら、各地区の積雪量を確認して判断しております。ただ議員の言った通り、今年度特に１２月に関しましては、若干１０ｃｍいってない時でも走っているのが多々あったかなと思います。

それは先程言った通り、目安は１０ｃｍなんですが、今後１０ｃｍまで降るかなという予想の元、若干外れてしまったかなということが多かったんですけども、その後関係者集めまして、もうちょっと精査して走る判断をしましょうという打ち合わせはさせて頂いておりますので、１月はそんなに走ってないと思います。今後も改善するよう努めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

回数増えれば、当然お金もかかるということになると思います。５ｃｍ降りました、次の日も５ｃｍ降りました。まあその時に入るっていうなら話も分かるんですけども、当然除雪が入ると玄関に雪を置いて行っていくんですよ。その雪をかかないとやっぱり車出られないとかそういう形になりますので、その辺り何ｃｍで入るのか、３ｃｍ、５ｃｍ降ったって車は出入り出来ますので、その辺りちょっと吟味しながらやっていって頂ければと思います。答弁いりません。

◎　議　　長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第１号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２号　サンナス橋架替工事請負契約の変更について

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第５、議案第２号、『サンナス橋架替工事請負契約の変更について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
◎　建設水道課長（澤田浩一）
議案の１１ページをお開き願います。
議案第２号、サンナス橋架替工事請負契約の変更について。
令和６年第３回知内町議会定例会において、第８号議案として議決を経た工事請負変更契約（サンナス橋架替工事）の一部について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。
記１、契約金額、旧、金９，７５８万１千円（内消費税８８７万１千円）。新、金１億３９３万９千円（内消費税９４４万９千円）。
２、理由、設計変更に伴い、契約額を変更する必要があるためであります。
詳しくは説明資料の方で説明させて頂きますので、説明資料の３ページをお開き願います。
１の工事名から３の工期及び５の契約相手には変更がございませんが、２の工事概要のところで、逆Ｔ式橋第２基の第の漢字が間違えておりました。正しくは台形の台、カタカナのムロの台でございます。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願い致します。
４の契約額につきましては、先程ご説明させて頂いた通りでございます。
６の変更理由ですが、当初設計におきましては、埋戻土砂９００㎥について現地で発生した発生土砂を再利用するよう設計をしておりましたが、土質材料判定試験を実施したところ、当該現地発生土砂が不良土と判定されたため、埋戻土砂として使用できなくなったことにより、新たに良質土砂を購入するための契約変更となります。
尚、説明資料４ページには今回変更される部分の断面図、土の材料の部分ですね、赤く記載してありますので後程ご参照願います。
以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。
◎　議　　長（谷口康之）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ございませんか。
６番、山田君。
◎　６　　番（山田顕人）

不良土だったっていう判定だったと思います。それで購入土に変えますよってことなんでしょうけれども、これ、設計当初から地域では恐らくあまり良い土砂ではなかったんじゃないかなと、最初から想定できたのかなと思うんですけども、その辺設計に組み込まれなかったのかなというふうに思うんですけども、その辺如何でしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。今回再利用として使う土の発生場所なんですけども、旧道路の下の部分でありまして、実際確認するには、地質調査をやった時のデータを考慮して再利用できるように判断しております。

ただ当初ですね、年度当初に発注をして６月頃から工事をやって、今よりももっと早い段階で土を使える予定だったんですけども、以前ご説明させて頂いた通り、場所打杭施工業者がつかまらないということで発注が遅れたことにより、１１月位に掘削する作業が出まして、なかなか乾かすことも出来なく、やむを得ず今回購入して埋戻しするという事に致しました。以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

よろしいですか。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第３号　知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第６、議案第３号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

議案の１２ページをお開き願います。

議案第３号、知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第２４４条の２第６項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記１、公の施設の名称、知内町健康保養センター。２、指定管理者の名称、社会福祉法人あすなろ福祉会。３、指定期間、令和７年４月１日から令和１２月３月３１日まで。

知内町健康保養センターに係る指定管理者の概要については、説明資料、商工林業振興関係２ページを後程ご参照願います。以上です。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

ありませんか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

前回の管理者と同じ方だと思います。通常通りね、運営してもらえればという所ではあると思うんですけども、前回の契約と今回の契約の時の変わった点は何かありますか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。前回の５ヶ年の分と今後の５ヶ年の部分で変わる分というか、指定管理者側の申請の方がきた部分でレジオネラ属菌の発生の防止対策ということで、改めてこちらの項目をおこさせて頂きました。今後レジオネラ菌の方が出ないように徹底した取組みをやって頂くという業務内容に追加しております。

あと開閉時間でございます。前回午前１０時から８時までということでしたけれども、町民等の要望により、夏季の期間について時間延長ということで、そちらについても今後町と協議しながら、夏季の期間については、開閉時間を延長していくということで取り組んでいきたいと思います。

あと指定管理料の部分です。指定管理料ということで町の方で特に定めてなかったんですけども、近年の電気料の高騰等もありまして、その部分で指定管理料として両者の協議の中、１，５００万円以内で電気料等の不足する部分の一部について指定管理料として決定することで、定めております。

このような形で変わっている部分があります。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

営業時間の方はね、町民の方に要望があったということで夏季のみ出来るような形になっているということであります。あとレジオネラ菌の対応ということで、これがまた発生すると休館になってしまう可能性があるので、この辺りの対応ってどういう形で対応してくれるのか、ちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。レジオネラ菌の発生を抑えるために、町の方でも年２回の検査等を行っております。それで１度数年前に発生した時に塩素の注入器等を取り付けしまして、昨年度についても塩素の注入器を付けております。

ただ機械だけではなく、清掃の方も大事になりますので、今後清掃の方もきちんと管理運営の中でして頂く意識づけの中で今回の項目として、付け加えさせて頂きましたので、今後発生しないように管理運営を町と指定管理者側の方で意識しながら、努めていきたいと思いますのでご理解の方お願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

清掃も大事だということでありました。この清掃時間というのは休館日に行うのか、それとも毎日清掃するのか、その辺りどのような形になっているのかお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。清掃に関しては、基本的に毎日やっております。浴槽の水についても毎日抜いて、翌朝、営業前にもう一度お湯を張っている状態です。その抜いた時点で清掃させて頂いてそのままお湯を張る。毎日塩素の検査をしておりますので、塩素の数値が一定以上であればレジオネラ菌が発生しないということになっていますので、そこの確認は毎日行っております。ただ休館日、長い期間休む場合については、再度営業前にもう一度清掃してという事で今確認してますので、そういうことで対応しております。以上です。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　閉会宣言

◎　議　　長（谷口康之）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和７年第２回知内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

（　閉会　午前９時５８分　）